

「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

＜参考資料＞

- ・ 提言、要請
- ・ 趣意書
- ・ 規約

日 時 平成28年1月19日（火）

12：00～13：15

会 場 衆議院第一議員会館

1階 多目的ホール

中核市市長会は、平成27年度に次の提言・要請についても省庁や政党などに働き掛けを行っております。

- ・ 国の施策及び予算に関する提言（別冊）

＜平成27年5月25日採択＞

- ・ 教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する緊急要請

＜平成27年6月9日要請 ※全国施行時特例市市長会との共同要請＞

- ・ 平成28年度税制改正に関する要請

＜平成27年11月6日要請＞

- ・ 教育現場の実態に即した教職員定数の改善・充実に関する緊急要請

＜平成27年11月12日要請 ※全国施行時特例市市長会との共同要請＞

- ・ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案」に関する緊急要請

＜平成27年12月25日要請＞

教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する緊急要請

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された『教育振興基本計画』の前文の中には「教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。(中略) これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。」と記されている。

一方で、我が国の教育環境は、OECD（経済協力開発機構）が平成 25 年に実施した「国際教員指導環境調査」(TALIS)によると、日本の教員が一週間当たりの仕事にかかる時間は週 53.9 時間であり、調査した 34 か国・地域中最も長く、教員が授業以外に部活動などの課外活動をはじめとした勤務に追われ、多忙を極めていることが明らかになった。また、児童生徒数が減少しているにも関わらず、保護者対応やいじめや不登校、虐待や特別な支援を必要とする児童生徒への対応などは複雑化・深刻化の度合いを増しており、今日的教育課題は、児童生徒数に比例したものとはなっていない実態がある。

このような状況があるにも関わらず、平成 27 年 5 月 11 日に開催された財政制度等審議会からは、平成 36 年度までに公立の小中学校教職員数を約 42,000 人削減する試算が提出された。これは、児童生徒数の自然減を見込んだ 37,700 人の削減に加え、いじめや不登校、通級指導、特別な支援の必要な児童生徒への対応として配置されている加配教員 4,200 人程度の削減についても組み入れたものであり、平成 27 年 6 月 1 日には、財政健全化計画等に関する建議として取りまとめられた。また、経済財政諮問会議においても教職員定数合理化の議論がなされている。

国においては、学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が多忙化しているなどの実態を踏まえると共に、いじめ対策や特別支援教育、貧困による教育格差の解消など、社会の変化によって学校が対応しなければならない今日的教育課題の増大に鑑み、我が国がこれからも持続発展していくためには、教職員定数を削減することなく、むしろ加配教員を含め、その改善・充実に努め、長期的なビジョンにたった教職員定数を確保することを強く要請する。

平成 27 年 6 月 9 日

中核市市長会
全国施行時特例市市長会

平成28年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって平成28年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保について

法人住民税は市町村の基幹税目であり、国税である法人税の地方交付税分と合わせた収入は、市町村が安定的に行政サービスの提供を行う上で非常に重要な財源となっている。

こうしたことから、法人実効税率を引き下げ場合は、地方にとって減収になることのないよう、税制度全体の中で確実な代替財源を措置すべきである。

2 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映について

消費税率8%段階において地方法人税の創設等が行われたが、創設の目的である「地方間の税源の偏在性の是正」「財政力格差の縮小」は、各市町村の実情に応じた地域活性化に対するインセンティブを阻害するものであってはならず、本来は、地方税財源の拡充・強化等を通じて行われることが望ましいものである。

したがって、消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うべきである。

3 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保について

自動車取得税はその税収の約7割が交付金として、自動車重量税はその税収の約4割が譲与税としてそれぞれ市町村に配分されている。また、軽自動車税については標準税率の引上げが行われたところであり、これらは都市基盤整備などの行政サービス実施のための貴重な財源となっている。

こうしたことから、消費税率10%段階において車体課税に係る税制を見直す際には、行政サービスの安定的な提供を図るため、市町村に確実な代替財源を措置すべきである。

4 固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その収入の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものである。

こうしたことから、固定資産税については引き続きその安定的確保を図るべきである。とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点からの見直しを行わず、現行制度を堅持すべきである。

5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフの振興により生涯スポーツの実現を図る観点から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が関係省庁からなされているところである。

しかしながら、ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すべきである。

6 企業版ふるさと納税創設に際しての制度設計について

企業版ふるさと納税の制度設計にあたっては、税額控除の対象とする税目に関し、法人住民税はもちろんのこと、法人税についても地方交付税の財源となっており、地方財政への影響は大きいものであるため、中核市を含む地方側の意見を十分に踏まえるべきである。

また、寄附の対象とする市町村の範囲については、単純に財政状況、人口規模等に因ることなく、地方創生に資する取組を行う市町村を広く対象とすべきであり、市町村間の過度な競争や、寄附の引換えとして何らかの便宜供与を求める等、企業と市町村との関係に問題が生じることのないよう、留意して制度設計を行うべきである。

平成27年11月6日

中核市市長会

教育現場の実態に即した教職員定数の改善・充実に関する緊急要請

中核市市長会及び全国施行時特例市市長会では、平成 27 年 6 月 9 日付けで「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する緊急要請」を行ったが、10 月 26 日に開催された財政制度等審議会では、少子化の進展に伴う機械的な試算により平成 36 年度までに公立の小中学校の教職員定数を約 37,000 人削減することを求める内容が示された。

一方で、10 月 27 日に公表された文部科学省の「いじめ」に関する調査結果によると、平成 26 年度の小中学校のいじめ認知件数は 175,690 件あり、平成 16 年度の 19,466 件と比較すると、10 年間で 156,224 件、約 9 倍の増加である。このような状況の中、担任を核とした教員が中心となり学校全体でいじめ防止とその解消に向けた取組みを行っている。

しかしながら、教育現場においては、教員が授業以外に部活動などの課外活動をはじめとした業務に追われ、国際的に比較しても我が国の教員は多忙な状況にある。このような状況の中、児童生徒数は減少していくものの、いじめをはじめ不登校や虐待、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者への対応など、今日的教育課題はより一層複雑・深刻化し、教員の負担はすでに限界であると言える。

国が加配教員を含めた教職員定数を削減することは教育環境の悪化に直結し、子どもの貧困による教育格差を拡大することにほかならない。教育水準の維持・向上は国の責務であり、これを放棄し地方に負担を押し付けることは断固として許されない。

国においては、教育現場の実態を踏まえると共に、我が国がこれからも持続発展していくためには、教職員定数を削減することなく、むしろ加配教員を含め、その改善・充実に図り、長期的なビジョンにたった教職員定数を確保することをあらためて強く要請する。

平成 27 年 11 月 12 日

中核市市長会
全国施行時特例市市長会

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案」 に関する緊急要請

平成27年11月27日に開催された社会保障審議会児童部会 第3回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案」が示され、この中で児童相談所設置自治体の拡大について、2年後を目途に中核市に児童相談所を必置とすることが記述されている。

中核市は、現行法においても児童相談所を設置することは可能であるが、現状においては、児童相談所設置市が全国で2市に留まっている。これは、国による中核市への財政支援が不十分であることや、専門的人材の確保・育成が極めて困難な状況にあることなどが要因であると考えられる。

本会は、これまでも権限移譲に対し、積極的な姿勢を示してきたところであるが、児童福祉行政の実態や各自治体の現状、意向を踏まえ、中核市に短期間で一律に児童相談所を必置とすることは、児童福祉行政の現場に混乱を招き、事態を悪化させることが懸念される。

児童相談所設置自治体の拡大の検討に当たっては、児童相談所を必要とする中核市が円滑に設置・運営できるよう、準備のための十分な期間の確保、必要となる専門的人材及び財源の確保、都道府県の果たすべき役割の明確化等について、国において具体的な支援策を検討することを最優先課題とすべきである。

今後、国における児童相談所設置自治体の拡大の検討に当たっては、上記事項に配慮し、各自治体関係者の意見を十分踏まえ、慎重な審議を行うこと、また、具体的な制度設計にあたっては中核市とも十分な協議を行うことを強く要請する。

平成27年12月25日

中核市市長会

指定都市・中核市・施行時特例市一覧

※ 区分は平成27年4月1日現在

※ 人口は平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)

| 区分 | 人口(人) | 構成比 | 団体数 |
|-----------|-------------|--------|-------|
| 特別区 | 8,945,695 | 7.0% | 23 |
| 指定都市 | 27,152,386 | 21.2% | 20 |
| 中核市 | 18,233,839 | 14.2% | 45 |
| 施行時特例市 | 10,044,701 | 7.8% | 39 |
| 20万以上の一般市 | 3,621,345 | 2.8% | 11 |
| その他の一般市 | 48,551,159 | 37.9% | 675 |
| 町村 | 11,508,227 | 9.0% | 928 |
| 全国 | 128,057,352 | 100.0% | 1,741 |

| 人口(人) | 構成比 | 団体数 |
|------------|-------|-----|
| 59,052,271 | 46.1% | 115 |
| 31,899,885 | 24.9% | 95 |

【指定都市(20市)】

| 都道府県名 | 市名 | 人口(人) |
|-------|--------|------------|
| 北海道 | 札幌市 * | 1,913,545 |
| 宮城県 | 仙台市 * | 1,045,986 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 1,222,434 |
| 千葉県 | 千葉市 | 961,749 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 3,688,773 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 1,425,512 |
| 神奈川県 | 相模原市 | 717,544 |
| 新潟県 | 新潟市 * | 811,901 |
| 静岡県 | 静岡市 * | 716,197 |
| 静岡県 | 浜松市 * | 800,866 |
| 愛知県 | 名古屋市 | 2,263,894 |
| 京都府 | 京都市 | 1,474,015 |
| 大阪府 | 大阪市 | 2,665,314 |
| 大阪府 | 堺市 | 841,966 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 1,544,200 |
| 岡山県 | 岡山市 * | 709,584 |
| 広島県 | 広島市 * | 1,173,843 |
| 福岡県 | 北九州市 * | 976,846 |
| 福岡県 | 福岡市 * | 1,463,743 |
| 熊本県 | 熊本市 * | 734,474 |
| 指定都市計 | | 27,152,386 |

(* 連携中枢都市の要件を満たす市 10市)

【中核市(45市)】

| 都道府県名 | 市名 | 人口(人) |
|-------|--------|------------|
| 北海道 | 函館市 * | 279,127 |
| 北海道 | 旭川市 * | 347,095 |
| 青森県 | 青森市 * | 299,520 |
| 岩手県 | 盛岡市 * | 298,348 |
| 秋田県 | 秋田市 * | 323,600 |
| 福島県 | 郡山市 * | 338,712 |
| 福島県 | いわき市 * | 342,249 |
| 栃木県 | 宇都宮市 * | 511,739 |
| 群馬県 | 前橋市 * | 340,291 |
| 群馬県 | 高崎市 * | 371,302 |
| 埼玉県 | 川越市 | 342,670 |
| 埼玉県 | 越谷市 | 326,313 |
| 千葉県 | 船橋市 | 609,040 |
| 千葉県 | 柏市 | 404,012 |
| 東京都 | 八王子市 | 580,053 |
| 神奈川県 | 横須賀市 | 418,325 |
| 富山県 | 富山市 * | 421,953 |
| 石川県 | 金沢市 * | 462,361 |
| 長野県 | 長野市 * | 381,511 |
| 岐阜県 | 岐阜市 * | 413,136 |
| 愛知県 | 豊橋市 | 376,665 |
| 愛知県 | 岡崎市 | 372,357 |
| 愛知県 | 豊田市 * | 421,487 |
| 滋賀県 | 大津市 | 337,634 |
| 大阪府 | 豊中市 | 389,341 |
| 大阪府 | 枚方市 | 407,978 |
| 大阪府 | 高槻市 | 357,359 |
| 大阪府 | 東大阪市 | 509,533 |
| 兵庫県 | 姫路市 * | 536,270 |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 453,748 |
| 兵庫県 | 西宮市 | 482,640 |
| 奈良県 | 奈良市 | 366,591 |
| 和歌山県 | 和歌山市 * | 370,364 |
| 岡山県 | 倉敷市 * | 475,513 |
| 広島県 | 福山市 * | 461,357 |
| 山口県 | 下関市 * | 280,947 |
| 香川県 | 高松市 * | 419,429 |
| 愛媛県 | 松山市 * | 517,231 |
| 高知県 | 高知市 * | 343,393 |
| 福岡県 | 久留米市 * | 302,402 |
| 長崎県 | 長崎市 * | 443,766 |
| 大分県 | 大分市 * | 474,094 |
| 宮崎県 | 宮崎市 * | 400,583 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 * | 605,846 |
| 沖縄県 | 那覇市 * | 315,954 |
| 中核市計 | | 18,233,839 |

(* 連携中枢都市の要件を満たす市 29市)

【施行時特例市(39市)】

| 都道府県名 | 市名 | 人口(人) |
|---------|--------|------------|
| 青森県 | 八戸市 * | 237,615 |
| 山形県 | 山形市 * | 254,244 |
| 茨城県 | 水戸市 * | 268,750 |
| 茨城県 | つくば市 * | 214,590 |
| 群馬県 | 伊勢崎市 * | 207,221 |
| 群馬県 | 太田市 * | 216,465 |
| 埼玉県 | 熊谷市 | 203,180 |
| 埼玉県 | 川口市 | 561,506 |
| 埼玉県 | 所沢市 | 341,924 |
| 埼玉県 | 春日部市 | 237,171 |
| 埼玉県 | 草加市 | 243,855 |
| 神奈川県 | 平塚市 | 260,780 |
| 神奈川県 | 小田原市 | 198,327 |
| 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 235,081 |
| 神奈川県 | 厚木市 | 224,420 |
| 神奈川県 | 大和市 | 228,186 |
| 新潟県 | 長岡市 * | 282,674 |
| 新潟県 | 上越市 * | 203,899 |
| 福井県 | 福井市 * | 266,796 |
| 山梨県 | 甲府市 * | 198,992 |
| 長野県 | 松本市 * | 243,037 |
| 静岡県 | 沼津市 * | 202,304 |
| 静岡県 | 富士市 * | 254,027 |
| 愛知県 | 一宮市 | 378,566 |
| 愛知県 | 春日井市 | 305,569 |
| 三重県 | 四日市市 * | 307,766 |
| 大阪府 | 岸和田市 | 199,234 |
| 大阪府 | 吹田市 | 355,798 |
| 大阪府 | 茨木市 | 274,822 |
| 大阪府 | 八尾市 | 271,460 |
| 大阪府 | 寝屋川市 | 238,204 |
| 兵庫県 | 明石市 | 290,959 |
| 兵庫県 | 加古川市 | 266,937 |
| 兵庫県 | 宝塚市 | 225,700 |
| 鳥取県 | 鳥取市 * | 197,449 |
| 島根県 | 松江市 * | 208,613 |
| 広島県 | 呉市 * | 239,973 |
| 佐賀県 | 佐賀市 * | 237,506 |
| 長崎県 | 佐世保市 * | 261,101 |
| 施行時特例市計 | | 10,044,701 |

(* 連携中枢都市の要件を満たす市 19市)

呉市・佐世保市は平成28年4月1日に中核市へ移行予定(閣議決定済)

【20万以上の一般市(11市)】

| 都道府県名 | 市名 | 人口(人) |
|------------|-------|-----------|
| 福島県 | 福島市 * | 292,590 |
| 埼玉県 | 上尾市 | 223,926 |
| 千葉県 | 市川市 | 473,919 |
| 千葉県 | 松戸市 | 484,457 |
| 千葉県 | 市原市 | 280,416 |
| 東京都 | 府中市 | 255,506 |
| 東京都 | 調布市 | 223,593 |
| 東京都 | 町田市 | 426,987 |
| 神奈川県 | 藤沢市 | 409,657 |
| 三重県 | 津市 * | 285,746 |
| 徳島県 | 徳島市 * | 264,548 |
| 20万以上の一般市計 | | 3,621,345 |

(* 連携中枢都市の要件を満たす市 3市)

※ 着色した市は中核市候補市(計11市。平成27年1月19日現在)、*を付した市は、連携中枢都市の要件を満たす市(計61市)

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」設立趣意書

中核市は、住民に身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスの不断の向上に努めるとともに、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを展開するなど、地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を担っています。

現在、日本国内においては人口減少への対策をはじめ、都市再生や安心・安全のまちづくりなど、喫緊の課題が山積しています。これらの課題解決のためには地域の活性化が不可欠であり、中核市は基礎自治体として住民生活に身近な施策を推進するとともに、近隣市町村と緊密な連携を図り、地域の牽引役を十分に果たしていく必要があります。そのため、中核市の更なる機能強化を伴った地方分権の推進が急務となっています。

地方分権については、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、その間、第1次・第2次の改革を通じて一定の成果がありました。しかしながら、中核市が地域の発展に向けた機能や役割を果たす上では、未だ不十分と言わざるを得ません。国の施策とそれに伴う社会経済の変化を見据え、改めて国と地方の役割を見直し、中核市をはじめとする基礎自治体が、自主的・自立的に施策を決定できる真の分権型社会の実現が求められています。

中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進するに当たり、党派を超えた国会議員各位のご支援により「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」を設立いたしたく、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

平成26年7月23日

呼びかけ人

| | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 函館市長 工藤壽樹 | 旭川市長 西川将人 | 青森市長 鹿内博 | 盛岡市長 谷藤裕明 |
| 秋田市長 穂積志 | 郡山市長 品川萬里 | いわき市長 清水敏男 | 宇都宮市長 佐藤栄一 |
| 前橋市長 山本龍 | 高崎市長 富岡賢治 | 川越市長 川合善明 | 船橋市長 松戸徹 |
| 柏市長 秋山浩保 | 横須賀市長 吉田雄人 | 富山市長 森雅志 | 金沢市長 山野之義 |
| 長野市長 加藤久雄 | 岐阜市長 細江茂光 | 豊橋市長 佐原光一 | 岡崎市長 内田康宏 |
| 豊田市長 太田稔彦 | 大津市長 越直美 | 豊中市長 浅利敬一郎 | 高槻市長 濱田剛史 |
| 枚方市長 竹内脩 | 東大阪市長 野田義和 | 奈良市長 仲川げん | 和歌山市長 大橋建一 |
| 姫路市長 石見利勝 | 尼崎市長 稲村和美 | 西宮市長 今村岳司 | 倉敷市長 伊東香織 |
| 福山市長 羽田皓 | 下関市長 中尾友昭 | 高松市長 大西秀人 | 松山市長 野志克仁 |
| 高知市長 岡崎誠也 | 久留米市長 楠原利則 | 長崎市長 田上富久 | 大分市長 釘宮馨 |
| 宮崎市長 戸敷正 | 鹿児島市長 森博幸 | 那覇市長 翁長雄志 | |

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、地域の発展に向けて先導的な役割を担う中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中核市市長会の事業活動に対する支援
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する国会議員により構成する。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、中核市市長会事務局において処理する。

附 則

この規約は、平成26年7月23日から施行する。